

「第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」に対する
意見と市の考え方（案）

パブリックコメント実施期間	令和7年1月9日（木）～令和7年2月7日（金）
意見件数	6件（1名）

意見の内容	意見に対する市の考え方
1 表紙「第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画」の後に「(令和7年度～令和11年度)」と計画実施期間を表記するとわかりやすいと思います。第2期の計画の表紙には表記されています。	1 第2期と同様に、計画期間を表紙に掲載いたします。
2 「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」中の11頁～41頁には就学前児童と小学生児童の保護者へのアンケート調査の結果が掲載されていますが、子育て支援事業の対象が就学前児童と小学生児童までに重点が置かれていて、中学生以上の子どもたちへの支援や保護者への支援が弱いと思います。また、就学前児童と小学生、中学生、高校生、高校生以上の若者の意見が聴き取られていません。 そこで、計画実施期間中に毎年、子どもたちの意見を聴き、施策に反映させていく取り組みを行う必要があると考えますので、それを明記することを提案します。	2 小学生児童の保護者へのアンケート調査において、53問中4問について、児童本人にお答えいただく設問を設け、家の近くにあったらよいと思う遊び場や放課後の過ごし方等を問いました。ご指摘のとおり、若者の意見を聴取しその声を計画に活かし、施策に反映することは大変重要です。 本計画2頁「2. 計画の位置付け」の後段に記載のとおり、今後「善通寺市こども計画」の策定を検討しております。こども計画策定にあたっては、こども・若者の意見を聴取する必要があることから、2頁にその旨を追記いたします。
3 「第3章 計画の基本的な考え方」中の「1. 基本理念「もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ」には賛同します。 その上で、「2. 基本的な視点」について、「(1) 『子どもの最善の利益』が実現される社会の構築」の文中に「子どもの権利条	3 ご指摘箇所「2. 基本的な視点」(45頁)について、以下のように修正いたします。 『本市は「子どもの最善の利益」を最優先に掲げる社会の実現をめざし、子どもの意見を聴き、全ての「子どもの権利」が守られるよう、地域社会全体がその理念に基づく行動をとることを基本方針とします。』

約」の大切な留意点としての「子どもの意見表明権」の保障がありますので、そのことを踏まえ、「本市は『子どもの最善の利益』を最優先に掲げる社会の実現をめざし、子どもの意見をしっかりと聴き、保護者、ご家族とともに地域社会全体がその理念に基づく行動をとることを基本方針とします。」と補筆することを提案します。 4 「第4章 施策の体系と主な取り組み」中の47頁「1. 施策の体系」の図中「～ステージ3～」「施策7 心の通った子どもの育成」の「主な事業」として3つの事業が掲げられていますが、「1. 子どもの権利について大人も子どもも学び、理解を深める取組」を加え、その後に3つの事業を「2.」「3.」「4.」とすることを提案します。その理由は、1994年に日本が子どもの権利条約を批准して30年が過ぎましたが、まだまだ「子どもの権利」に対する理解・啓発が不足していると感じているからです。 5 参考資料として、小学生の児童が読んでもわかりやすい子どもの権利条約訳文（例えば日本ユニセフ協会抄訳「読んでみよう！『子どもの権利条約』第1条～40条」）と、こども基本法（例えばこども家庭庁『こども基本法ってなに？やさしい版』）を掲載して、市民の理解啓発に資することを提案します。	4 就学前児童及び小学生児童の保護者へのアンケート調査において、「子どもの権利条約」において基本的な考え方として定められている①差別の禁止②子どもの最善の利益③生命、生存及び発達に対する権利④子どもの意見の尊重の4原則を明記し、「子どもの権利」についての質問をしたところ、就学前児童保護者では22%、小学生児童保護者では27%の方が「知らない」と回答されました。全ての人に様々な機会を通じ「子どもの権利」を周知啓発する必要があると考えます。 ご指摘の「1. 施策の体系」の図中への記載については、次頁以降の「2. 施策の展開」と連動していますことから、「子どもの権利」を守り、学び、周知・啓発する事業を、関係各課と精査してまいります。「子どもの権利」については、上記3に記載の「2. 基本的な視点」（45頁）に記載いたします。 5 あらゆる機会を捉え、市公式LINE等を活用し情報発信する等、ご提案内容を検討してまいります。
---	---

6 最後に、95頁「3. 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿」に小学校、中学校、高等学校の児童生徒や大学生の代表者、中学校、高等学校の生徒の保護者の代表者、中学校。高等学校の教員の代表者が入っていません。 ついては、令和7年9月1日からの次期計画期間中の委員に参画していただけるようにすることを提案します。	6 善通寺市子ども・子育て支援会議条例において、会議は、委員15人以内で組織し、委員は、①子どもの保護者②子ども・子育て支援に関する事業に従事する者③子ども・子育て支援に関し学識経験のある者④その他市長が認める者の中から市長が委嘱又は任命することとしています。ご指摘の代表者等の任命がありませんので、次期任命時に検討いたします。
---	---